

中小企業 いばらき

2020
FEBRUARY
No.736

2

【クローズアップ】

令和元年度 労働事情実態調査(茨城県版)の概要



写真：令和2年 新春講演会、賀詞交歓会

CONTENTS

- クローズアップ 1
- ニュースフラッシュ 8
- インフォメーション 13
- 組合実務Q & A 15
- 業況リポート 16
- 中央会だより 18

発行所・編集発行人：

 茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

事業者向けカードローン

クイックジェイ QUICK J

急な事業資金が必要な時にとても便利!

法人・
個人事業主の
皆様を応援!!

必要な時に

必要な額を

銀行
コンビニ
ATM OK!



お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

常陽銀行 クイックJ



インターネットでも簡単にお申込みができます

表紙の紹介

令和2年新春講演会、賀詞交歓会

茨城県中小企業団体中央会、茨城県中小企業青年中央会、茨城県中小企業レディース中央会

本会（阿部真也会長）と県中小企業青年中央会（吉澤慎一会長）、県中小企業レディース中央会（溝口恵子会長）の3団体共催による「令和2年新春講演会・賀詞交歓会」を1月23日、水戸市内のホテルで開き、来賓や関係者など180人とともに新年の門出を祝った。

新春講演会では、経営アドバイザー・経済アナリストの中原圭介氏が「2020年 今後の経済予測と中小企業 ～小さな変化で大きな変化を見極める～」と題して講演。

中原氏は、「今後の経済を予測するとき、人口減少、オートメーション化(自動化)、人材確保の3つのポイントがある」と前置き。その上で、総人口よりも生産年齢人口の減少数が多くなることや自動化は単純な作業から高度な業務まで網羅し、将来は製造業、金融業、小売業など多岐に活用されること。また、従業員のモチベーションを高める仕組みを構築しなければ若年者を採用できずに企業を維持できなくなる等、事例と対応策を交えながら持論を述べた。

続く賀詞交歓会では、主催者を代表して阿部中央会会長が挨拶。阿部会長は、「国内の景気は、輸出を中心に海外経済の減速の影響がみられたものの、緩

やかな回復基調が続いていると言われている。しかし、多くの中小企業は人手不足の深刻化や原材料等の値上げで収益改善が進まず、依然として厳しい状況が続いている。国では、中小企業や中小企業組合の持続的発展のために数々の政策を打ち出しているが、この期待に応えられるよう会員組合の皆さまとともに努力して行きたい」と抱負などを述べた。

また、本年10月22日に水戸市で開催する第72回中小企業団体全国大会に触れ、「本県では初めての開催となる。全国から参加される皆さまに『良かった』と感動を与えられるような大会となるよう準備を進めているので、お力添いをいただきたい」と協力を要請した。

多数の来賓を代表し、大井川和彦茨城県知事、森田悦男茨城県議会議長、高橋靖水戸市長が祝辞を述べ、県内中小企業組合と傘下組合員の発展に期待を寄せた。

その後、鈴木巖道商工組合中央金庫水戸支店長の乾杯の発声で祝宴に入り、和やかに歓談した。

会場内では、県酒造組合・茨城研醸会の地酒や、いばらきワイン産業連絡協議会の県産ワインが並べられ、参加者に振る舞われた。

令和元年度 労働事情実態調査(茨城県版)の概要

本調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に昭和39年より毎年全国一斉に実施しています。

本年度は、例年実施している「経営状況」「労働時間」「有給休暇」「新規学卒者の採用状況」「賃金改定」等の調査に加え、労働力確保や働き方改革関連法への対応状況として「中途採用」「年5日の年次有給休暇の取得(付与)義務」に関する調査を実施いたしました。本号では、本県で実施した調査結果の概要を紹介しますが、本会のホームページ(<http://www.ibarakiken.or.jp/>)でも茨城県版の報告書を公開していますので、労働対策にご活用ください。

1. 調査の概要

(1)調査方法

本調査は、全国の都道府県中小企業団体中央会で一斉(46,300事業所)に実施したものであり、当県では県内の会員組合を通じて、地域別・業種別に組合員企業を選定。郵送により調査票を送付、回収したものを全国中小企業団体中央会において一括集計した。調査票は全国統一様式による。

(2)調査対象事業所数

1,300事業所
(製造業 688 事業所、非製造業 612 事業所)

(3)調査時点

令和元年7月1日

2. 回答事業所の概要

(1)回答事業所数

任意に抽出した1,300事業所を対象に調査した結果、600事業所(製造業276事業所、非製造業324事業所)からの回答を得た。本県における回収率は46.1%であった。

(2)常用労働者数

回答のあった600事業所の常用労働者総数は13,987人(製造業7,391人、非製造業6,596人)で、1事業所あたりの平均常用労働者数は23.3人(製造業26.7人、非製造業20.3人)。このうち男性は9,941人(71.1%)、女性は4,046人(28.9%)であった。

回答事業所の従業員規模をみると、「10~29人」が34.0%(全国34.4%)で最も多く、次いで「5~9人」が23.0%(18.1%)、「1~4人」が22.7%(15.2%)と続き、従業員規模30人未満の事業所が全体の79.7%(67.7%)を占めている。「従業員規模30人未満」の事業所は、製造業は76.1%で前年度(74.1%)と比較して増加、非製造業は82.7%で前年度(82.6%)とほぼ横這い。

(3)労働組合の有無

回答事業所のうち、労働組合が「ある」とした事業所は32事業所、組織率5.3%で、全国平均(6.7%)と比べて1.4ポイント低くなっている。

(4)従業員の雇用形態と増減

従業員の雇用状況をみると、「正社員」の割合が前年度より1.9ポイント上昇して72.1%(全国

74.3%)、「パートタイマー」は2.6ポイント低下して17.9%(同15.1%)。

業種別では、製造業の「正社員」は前年度より2.1ポイント上昇して71.2%(全国75.3%)で、非製造業は1.4ポイント上昇して73.0%(同73.2%)となっている。

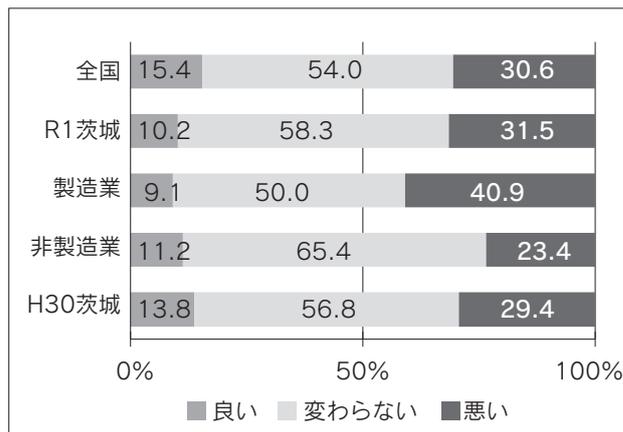
3. 経営に関する事項

(1)経営状況

1年前と比べた現在の経営状況について、「変わらない」が最も多く58.3%、「悪い」が前年度より2.1ポイント上昇し31.5%、「良い」が3.6ポイント低下し10.2%となった。(図①)

業種別にみると、製造業で「良い」とした事業所は前年度より4.7ポイント低下し9.1%、「悪い」は8.3ポイント上昇し40.9%、非製造業では「良い」が2.7ポイント低下し11.2%、「悪い」が3.3ポイント低下し23.4%となっている。

【図①】経営状況

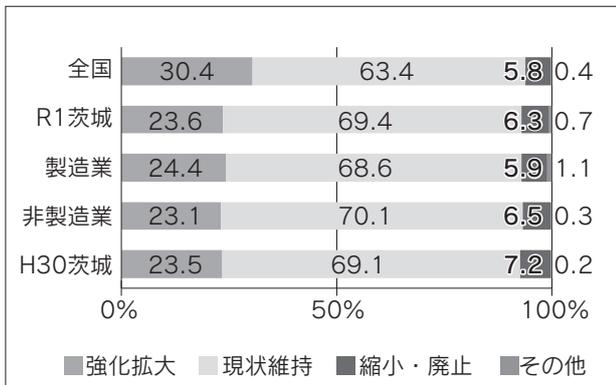


(2)主要事業の今後の経営方針

主要事業の今後の経営方針については、「現状維持」とした事業所が最も多く69.4%(前年度69.1%)、次いで「強化拡大」23.6%(同23.5%)、「縮小・廃止」が6.3%(同7.2%)となっている。「強化拡大」とした事業所を業種別にみると、製造業では「化学工業」100.0%(回答事業所数1社)、次いで「金属、同製品」39.7%、非製造業では「サービス業」が37.5%と最

も多い。(図②、表①)

【図②】主要事業の今後の経営方針



【表①】今後の経営方針（業種別）

区分	主要事業の今後の方針				
	強化拡大	現状維持	縮小・廃止	その他	
全国	30.4	63.4	5.8	0.4	
茨城県	23.6	69.4	6.3	0.7	
製造業	製造業計	24.4	68.6	5.9	1.1
	食料品	19.1	66.0	10.6	4.3
	繊維工業	-	72.2	27.8	-
	木材・木製品	31.0	69.0	-	-
	印刷・同関連	15.4	76.9	7.7	-
	窯業・土石	18.2	74.5	5.5	1.8
	化学工業	100.0	-	-	-
	金属・同製品	39.7	56.9	3.4	-
	機械器具	25.0	75.0	-	-
	その他	20.0	80.0	-	-
非製造業	非製造業計	23.1	70.1	6.5	0.3
	運輸業	30.0	65.0	5.0	-
	建設業	19.6	74.8	4.9	0.7
	卸売業	15.8	76.3	7.9	-
	小売業	19.2	67.3	13.5	-
	サービス業	37.5	58.3	4.2	-

(3)経営上の障害

経営上の障害について、最も多く選択されたのは「人材不足（質の不足）」で48.9%（前年度48.0%）、次いで「労働力不足（量の不足）」が40.5%（同37.3%）、「販売不振・受注の減少」の32.4%（同31.3%）となっている。（表②）

【表②】経営上の障害（3項目以内複数回答）

区分	R1			H30
	全国	茨城県	茨城県	茨城県
人材不足（質の不足）	52.9%	48.9%	48.0%	48.0%
労働力不足（量の不足）	37.7%	40.5%	37.3%	37.3%
販売不振・受注の減少	31.8%	32.4%	31.3%	31.3%
原材料・仕入品の高騰	29.8%	30.8%	31.3%	31.3%
同業他社との競争激化	21.5%	17.2%	25.4%	25.4%
人件費の増大	21.2%	20.4%	17.7%	17.7%

(4)経営上の強み

経営上の強みについては、前年度と同様に「顧客への納品・サービスの速さ」が30.9%（前年度30.0%）と最も多く選択され、次いで「製品の品質・精度の高さ」「組織の機動力・柔軟性」がそれぞれ25.5%（同25.2%、同25.4%）となっている。（表③）

【表③】経営上の強み（3項目以内複数回答）

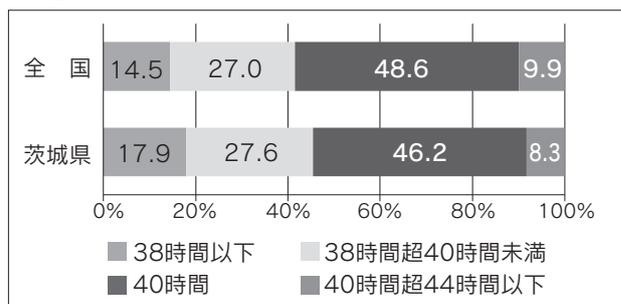
区分	R1		H30
	全国	茨城県	茨城県
顧客への納品・サービスの速さ	26.6%	30.9%	30.0%
製品の性質・精度の高さ	24.8%	25.2%	25.2%
組織の機動力・柔軟性	23.9%	25.5%	25.4%
技術力・製品開発力	23.9%	23.9%	26.1%
製品・サービスの独自性	24.6%	19.0%	22.1%
商品・サービスの質の高さ	17.9%	19.5%	18.5%

4. 従業員（パートタイマーなどの短時間労働者を除く）の労働時間に関する事項

(1)週所定労働時間と1ヶ月の平均残業時間

従業員1人あたりの週所定労働時間については、591事業所（無回答を除く）から回答があり、「40時間」が最も多く46.2%（全国48.6%、製造業43.6%、非製造業48.4%）、次いで「38時間超40時間未満」が27.6%（全国27.0%、製造業33.0%、非製造業23.0%）、「38時間以下」が17.9%（全国14.5%、製造業21.2%、非製造業15.1%）となっている。（図③）

【図③】週所定労働時間



従業員1人あたりの月平均残業時間は11.6時間で、全国平均（12.4時間）より0.8時間少なくなっている。規模別で見ると、「1～9人」が6.1時間、「10～29人」で13.9時間、「30～99人」で20.3時間、「100～300人」では20.4時間と規模の大きい事業所ほど残業時間が長い傾向となっている。業種別にみると、「製造業」は前年に比べて1.2時間減少し11.1時間、「非製造業」は1.3時間増加し12.1時間となっている。また、製造業では「その他」が19.3時間と最も多く、次いで「機械器具」が18.9時間、「金属・同製品」が16.8時間の順。非製造業では「運輸業」が32.8時間と最も多く、次いで「建設業」が10.9時間、「サービス業」が10.3時間となっている。（表④）

【表④】月平均残業時間

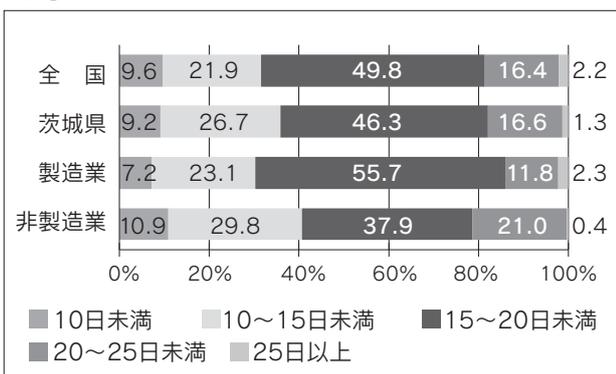
区 分		残業時間
全 国		12.4時間
茨城県		11.6時間
1～9人		6.1時間
10～29人		13.9時間
30～99人		20.3時間
100～300人		20.4時間
製 造 業	製 造 業 計	11.1時間
	食品品	7.3時間
	繊維工業	5.4時間
	木材・木製品	3.0時間
	印刷・同関連	10.0時間
	窯業・土石	7.4時間
	化学工業	0時間
	金属・同製品	16.8時間
	機械器具	18.9時間
	その他	19.3時間
非 製 造 業	非 製 造 業 計	12.1時間
	運輸業	32.8時間
	建設業	10.9時間
	卸売業	8.8時間
	小売業	2.6時間
サービス業	10.3時間	

(2)従業員1人あたりの年次有給休暇の付与日数と取得日数

従業員1人あたりの年次有給休暇の付与日数は、「15～20日未満」が46.3%(全国49.8%)と最も多く、次いで「10～15日未満」が26.7%(同21.9%)、「20～25日未満」が16.6%(同16.4%)となっている。

業種別にみると、製造業・非製造業ともに「15～20日未満」が最も多く、製造業55.7%、非製造業37.9%となっている。(図④)

【図④】有給休暇の付与日数



(3)従業員1人当たりの年次有給休暇の取得日数と取得率

年次有給休暇の平均付与日数は前年と比べ横ばいの14.9日(全国15.3日、製造業15.4日、非製造業14.5日)で、平均取得日数は0.3日増加し7.8日(全国7.6日、製造業8.3日、非製造業7.3日)となっている。平均付与日数に対する取得率は2.9ポイント上昇し55.5%(全国52.7%、製造業56.7%、非製造業54.4%)で、全国平均を2.8ポイント上回っている。(表⑤)

【表⑤】有給休暇の取得率

区 分	平 均		
	付与日数	取得日数	取得率
全 国	15.3日	7.6日	52.7%
茨 城 県	14.9日	7.8日	55.5%
製 造 業	15.4日	8.3日	56.7%
非製造業	14.5日	7.3日	54.4%

5. 新規学卒者の採用について

(1)新規学卒者(平成31年3月卒)の採用充足状況

新規学卒者(平成31年3月卒)の採用または採用計画の有無について、「あった」とした事業所は13.8%(全国21.4%)で前年度(13.5%)とほぼ横這い。採用計画人数に対する実際の採用人数の充足率は、「高校卒」が前年より12.7ポイント低下し67.0%(全国73.4%)、「専門学校卒」が5.9ポイント低下し94.1%(同85.8%)、「短大卒(含高専)」は変わらず100%(88.2%)、「大学卒」が38.3ポイント低下し53.5%(同79.7%)となっている。(表⑥)

【表⑥】新規学卒者の採用充足状況

区 分		合 計	技術系	事務系
		充足率	充足率	充足率
高 校 卒	全 国	73.4%	71.5%	81.4%
	H31茨城県	67.0%	60.4%	91.7%
	製造業	56.9%	55.9%	66.7%
	非製造業	80.0%	68.8%	100.0%
専 門 学 校 卒	H30茨城県	79.7%	81.0%	73.9%
	全 国	85.8%	84.7%	90.7%
	H31茨城県	94.1%	93.3%	100.0%
	製造業	100.0%	100.0%	100.0%
短 大 卒	非製造業	91.7%	90.9%	100.0%
	H30茨城県	100.0%	100.0%	100.0%
	全 国	88.2%	85.7%	93.9%
	H31茨城県	100.0%	—	100.0%
大 学 卒	製造業	—	—	—
	非製造業	100.0%	—	100.0%
	H30茨城県	100.0%	100.0%	100.0%
	全 国	79.7%	76.7%	83.6%
大 学 卒	H31茨城県	53.5%	76.5%	38.5%
	製造業	51.7%	90.0%	31.6%
	非製造業	57.1%	57.1%	57.1%
	H30茨城県	91.8%	92.1%	90.9%

※短大卒には高専を含む。

(2)新規学卒者の初任給

平成31年度の新規学卒者の1人当たりの平均初任給については、次表のとおり。

県全体では、「高校卒・技術系」が169,009円、「同・事務系」が164,396円、「専門学校卒・技術系」が181,135円、「同・事務系」が172,000円、「短大卒(含高専)・事務系」が169,370円、「大学卒・技術系」が194,727円、「同・事務系」が202,820円となっている。(表⑦、表⑧)

【表⑦】新規学卒者の初任給(技術系) (円)

	高校卒	専門学校卒	短大卒	大学卒
全 国	165,998	179,069	179,747	199,597
茨 城 県	169,009	181,135	—	194,727
製 造 業	163,156	170,310	—	196,700
非製造業	176,661	189,795	—	190,780

※短大卒には高専を含む。

【表⑧】新規学卒者の初任給(事務系) (円)

	高校卒	専門学校卒	短大卒	大学卒
全 国	161,355	171,708	176,661	196,337
茨 城 県	164,396	172,000	169,370	202,820
製 造 業	159,487	174,000	—	203,512
非製造業	166,500	170,000	169,370	201,667

※短大卒には高専を含む。

(3)新規学卒者(令和2年3月卒)の採用計画

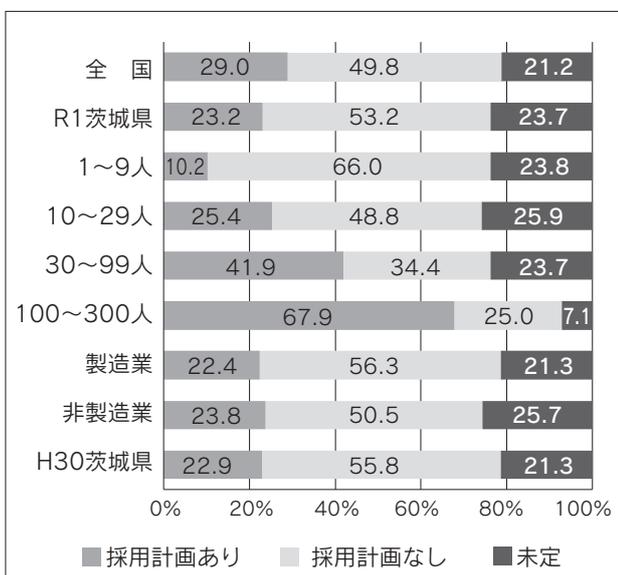
令和2年度の新規学卒者(令和2年3月卒)の採用計画については、調査時点(令和元年7月1日)で「ある」としたのが23.2%(全国29.0%)、「ない」が53.2%(同49.8%)、「未定」が23.7%(同21.2%)となっている。

採用計画が「ある」と回答した事業所は、全国平均より5.8ポイント低く、「ない」とした事業所は3.4ポイント高くなっている。

採用計画が「ある」とした事業所を規模別で見ると、「100~300人」が67.9%で最も高く、「30~99人」が41.9%、「10~29人」が25.4%、「1~9人」が10.2%となっている。(図⑤)

また、採用予定人数では、「高校卒」が1社平均2.4人(全国2.5人、製造業2.7人、非製造業2.1人)、「専門学校卒」が1.6人(全国1.6人、製造業1.7人、非製造業1.6人)、「短大卒(含高専)」が1.8人(全国1.5人、製造業1.5人、非製造業2.0人)、「大学卒」が2.6人(全国2.3人、製造業2.4人、非製造業2.9人)となっている。(表⑨)

【図⑤】令和2年度新規学卒者の採用予定人数



【表⑨】令和2年度新規学卒者の採用計画の有無

区 分	平均採用予定人数 下段()は事業所数			
	高校卒	専門学校卒	短大卒 (含高専)	大学卒
全 国	2.5人 (4,284)	1.6人 (1,379)	1.5人 (789)	2.3人 (2,361)
R1 茨城県	2.4人 (111)	1.6人 (55)	1.8人 (13)	2.6人 (37)
製 造 業	2.7人 (52)	1.7人 (18)	1.5人 (4)	2.4人 (20)
非製造業	2.1人 (59)	1.6人 (37)	2.0人 (9)	2.9人 (17)
H30 茨城県	2.6人 (113)	1.4人 (57)	1.3人 (13)	2.4人 (43)

6. 賃金改定について

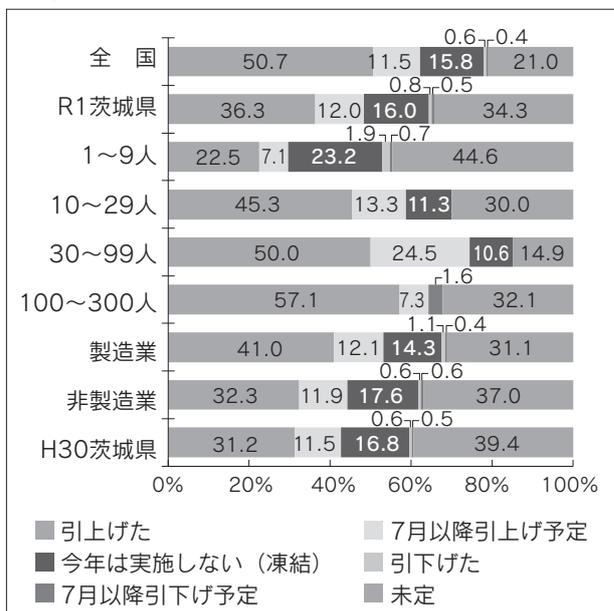
(1)賃金改定の実施状況

賃金改定の実施状況については、調査時点(令和元年7月1日)までに「賃金を引き上げた」が36.3%(全国50.7%)、「7月以降引き上げる予定」が12.0%(同11.5%)となった。賃金の引き上げを実施した事業所の割合は、前年度(31.2%)と比べて5.1ポイント上昇したものの、全国平均と比べて低い水準となっている。

規模別では、「賃金を引き上げた」「7月以降引き上げる予定」の合計が「30~99人」で最も高く74.5%(全国79.1%)、「100~300人」で64.2%(同83.8%)、「10~29人」で58.6%(同65.7%)、「1~9人」で29.6%(同40.5%)となっている。

また、調査時点までに「引き下げた」とした事業所が0.8%(全国0.6%)、「7月以降引き下げる予定」が0.5%(同0.4%)で、「未定」が34.3%(同21.0%)となっている。(図⑥)

【図⑥】賃金改定の実施状況



(2)平均昇給額・昇給率（加重平均）

平成31年1月1日から調査時点（令和元年7月1日）までに賃金改定を実施した223事業所（対象者4,795人）の改定後の平均所定内賃金は、263,682円（前年度242,087円）で、昇給額4,893円（同5,289円）、昇給率1.8%（同2.2%）となっている。

【表⑩】改定後の平均賃金（引上げ・引下げ相殺）

区 分	※加重平均			
	改定前賃金	改定後賃金	昇給額	昇給率
全 国	248,245円	255,641円	5,860円	2.3%
R1 茨城県	258,789円	263,682円	4,893円	1.8%
H30 茨城県	236,798円	242,087円	5,289円	2.2%

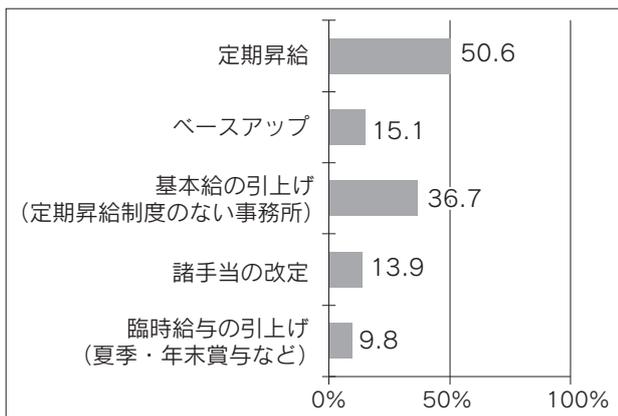
$$\text{※ 加重平均昇給額} = \frac{\text{（各事業所の昇給額} \times \text{対象人数）の総和}}{\text{常用労働者の総和}}$$

(3)賃金改定の内容と決定要素

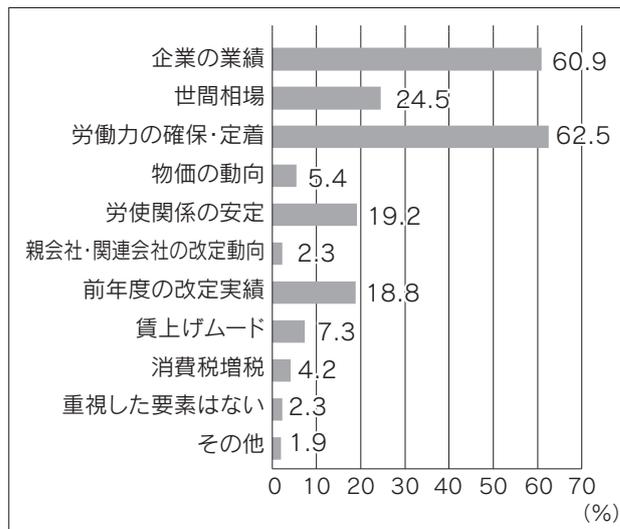
賃金改定（引上げた・7月以降引上げ予定）の内容については、「定期昇給」が50.6%と最も多く、次いで「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」が36.7%、「ベースアップ」が15.1%となっている。（図⑧）

賃金改定の決定要素としては、「労働力の確保・定着」が62.5%と最も多く、次いで「企業の業績」60.9%、「世間相場」24.5%の順となっている。（図⑨）

【図⑧】賃金改定の内容



【図⑨】賃金改定の決定要素



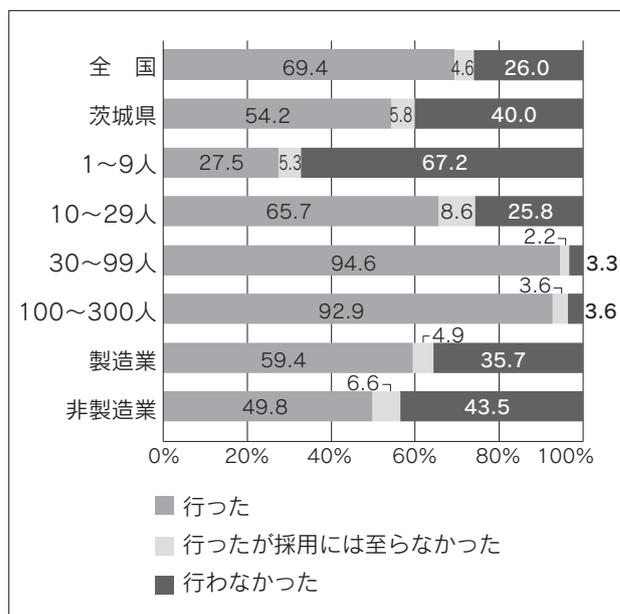
7. 中途採用について

(1)過去3年間の中途採用の有無

過去3年間に中途採用を「行った」とした事業所は54.2%（全国69.4%）、「行ったが採用には至らなかった」5.8%（同4.6%）、「行わなかった」40.0%（同26.0%）で、「行わなかった」と回答とした事業所の割合が全国平均と比べて14.0ポイント高かった。

「行った」とした事業所をみると、規模別では「30人～99人」で最も高く96.8%、次いで「100人～300人」96.5%、「10～29人」74.3%、「1～9人」32.8%の順。業種別では、「製造業」64.3%、「非製造業」56.4%で、「金属・同製品」が最も高く88.1%、次いで「機械器具」87.2%、「運輸業」84.6%の順となった。（図⑩）

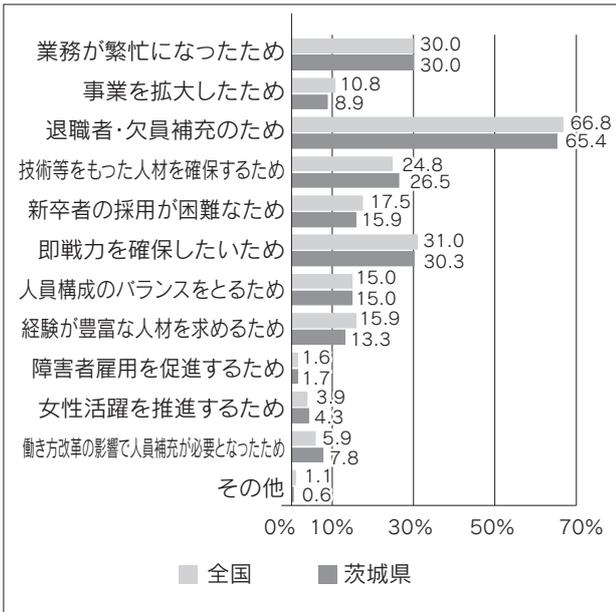
【図⑩】中途採用の有無



(2)中途採用（活動）の理由について

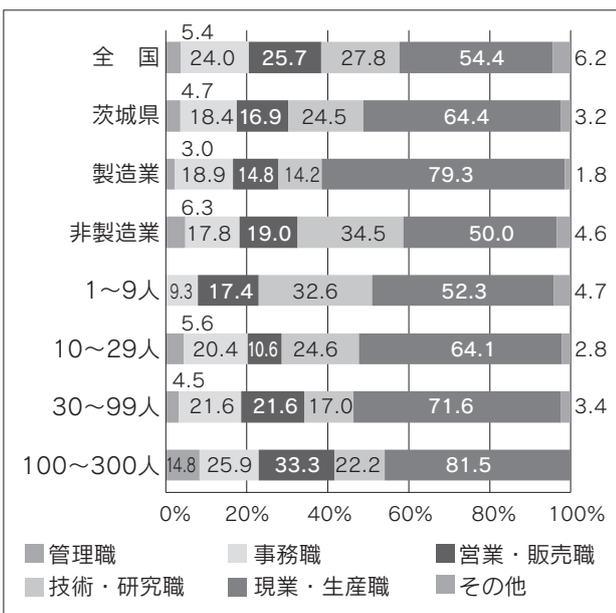
中途採用（活動）を行った理由として、「退職者・欠員補充のため」が65.4%（全国66.8%）、「即戦力を確保したい」30.3%（同31.0%）、「業務が繁忙になったため」30.0%（同30.0%）と上位を占めた。（図⑪）

【図⑪】 中途採用の理由



どのような職種で採用したかについて、「現業・生産職」が最も高く64.4%（全国54.4%）、次いで「技術・研究職」24.5%（同27.8%）、「事務職」18.4%（同24.0%）の順となった。（図⑫）

【図⑫】 中途採用の職種



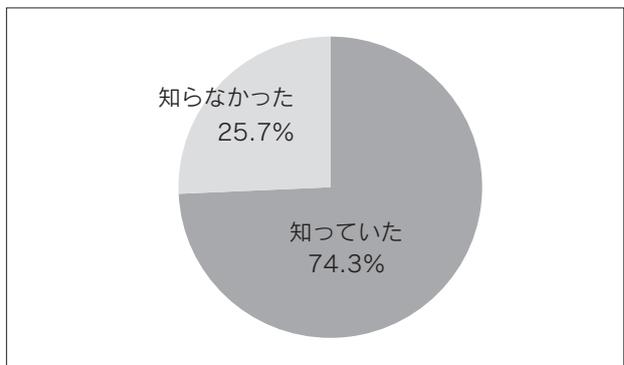
8. 年5日の年次有給休暇の取得（付与）について

労働基準法が改正され、2019（平成31）年4月から（規模を問わず）すべての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要になった。

(1)年5日年次有給休暇（付与）義務の周知について

「知っていた」とした事業所は74.3%（全国86.4%）で、規模別でみると「1人～4人」が最も低く42.0%で規模と比例し認知度も増加している。（図⑬）

【図⑬】 年5日年次有給休暇付与義務の認知



(2)年5日年次有給休暇（付与）義務の対応について

実施している対応について、「具体的な方策を検討中」が28.2%（全国25.4%）で最も多く、次いで「計画的付与制度（計画年休）を活用する」26.3%（同28.2%）、「取得計画表を作成する」22.5%（同25.9%）と続き、「使用者からの時季指定を行う」は22.3%（同27.6%）であった。（図⑭）

【図⑭】 年5日年次有給付与義務への対応

